

諮問番号：令和元年度諮問第36号

答申番号：令和元年度答申第34号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は、処分庁に対し、精神疾患のため家庭訪問を受けることができない旨を再三申し出ており、原処分（生活保護廃止処分）に当たって付与された弁明の機会に出席できないことについても文書で伝えていたにもかかわらず、家庭訪問を受けるように繰り返し要請した上で請求人の保護を廃止した原処分は、違法又は不当である。

#### 2 処分庁の主張の要旨

処分庁は、請求人が家庭訪問に応じない状態が継続していることから、生活保護法（以下「法」という。）第27条第1項に基づき、家庭訪問に応じるよう口頭及び文書による指示を行った上で請求人の保護を停止した。保護の停止後においても請求人は引き続き指示に従わなかったため、処分庁は、さらに同項に基づく文書指示を行ったが、請求人は当該文書指示にも従わなかったことから、法第62条第4項に基づく弁明の機会を付与した上で、同条第3項に基づき請求人の保護を廃止したものであり、所定の手続を経て行われたものであるから、原処分は適正かつ正当である。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 処分庁は、請求人が家庭訪問を拒否する旨の意思を示し、家庭訪問による請求人の生活状態等を把握できなかったことから、家庭訪問の実施について口頭指導を行ったが、請求人はこれに応じなかった。このため、処分庁は、家庭訪問の実施について文書指示を行ったが、請求人は当該文書指示にも従わなかったことから、当該文書指示の内容が訪問調査という保護の実施上極めて重要な事項であり、保護の変更によることが適当でない場合に当たると判断して、請求人の保護を停止した。しかしながら、保護の停止後においても請求人は家庭訪問に応じなかったことから、処分庁は、法第27条に基づく文書指示を行った

ものであり、これら指導指示は、保護の目的を達成するため、又は保護の決定実施を行うため、特に必要があるものとして行われたことが認められる。そして、請求人は当該文書指示にも従わなかったため、処分庁は、法第62条第4項により弁明の機会を付与した上で、当該文書指示の履行期限の翌日付けで請求人の保護を廃止する原処分を行ったものであり、これら原処分の一連の経緯に違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、精神疾患のため家庭訪問を受けることができず、弁明にも出席できなかった旨主張する。しかしながら、処分庁による主治医への複数回の確認において、家庭訪問と請求人の病状に因果関係を認める旨の見解は示されておらず、処分庁が請求人は家庭訪問を受けることができない状態ではないと判断したことが、不合理であるとは認められない。さらに、請求人は、請求人が通院する診療所内での面談や保護費の窓口支給の機会における面談には応じていることが認められることから、面談後に体調不良等を訴えてはいるものの、請求人が家庭訪問や弁明の機会の付与に応じられないと認められる合理的な理由を見いだすことはできず、請求人の主張を採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、棄却されるべきである。

#### 第4 調査審議の経過

令和2年1月29日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同年2月4日の審査会において、調査審議した。

#### 第5 審査会の判断の理由

保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認める場合は、速やかに、職権をもってその決定を行わなければならないとされている（法第25条第2項）。

他方、保護の実施機関は、被保護者に対して、生活の維持、向上その他保護の目的達成に必要な指導又は指示をすることができ（法第27条第1項）、被保護者はこれに従わなければならないとされている（法第62条第1項）。そして、被保護者が当該指導又は指示に従う義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができるが（同条第3項）、これらの処分をする場合には、当該被保護者にあらかじめ当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知し、弁明の機会を与えなければならないとされている（同条第4項）。

また、保護の廃止に係る事務等は、地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は、当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準

を定めているが、かかる基準によれば、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことを目的として訪問を行うこととされ、家庭訪問は、少なくとも1年に2回以上行い、保護が停止されている場合には、臨時訪問を行うこととされている。

そして、法第27条による指導指示は、口頭により直接当該被保護者に対して行うことを原則とするが、これによって目的を達せられなかったとき、目的を達せられないと認められるとき等は、文書による指導指示を行うこととされており、当該被保護者が文書による指導指示に従わなかったときは、必要に応じて法第62条により所定の手続を経た上で、当該被保護者に対する保護の変更、停止又は廃止を行うこととされている。保護の変更、停止又は廃止のうちいずれを適用するかについては、まず、当該指導指示の内容が比較的軽微な場合は、その実情に応じて適当と認められる限度で保護の変更を行い、保護の変更によることが適当でない場合は保護を停止することとされ、保護を停止した後においても引き続き指導指示に従わないでいる場合には、さらに書面による指導指示を行うこととし、これによってもなお従わない場合は、同条により所定の手続を経た上で、保護を廃止することとされている。

そこで本件についてみると、処分庁は、請求人による精神疾患を理由とした家庭訪問の拒否により、平成29年5月16日から後は家庭訪問を実施できず、請求人の生活状態等が把握できなかつたため、家庭訪問の実施について、平成30年7月13日及び令和元年7月12日に法第27条に基づく口頭指導をそれぞれ行い、さらに、同月29日付けで同条に基づく文書指示を行ったが、請求人は当該文書指示にも従わなかつたことから、所定の手続を経た上で請求人の保護を停止したことが認められる。さらに、保護停止後においても、請求人は家庭訪問に応じなかつたことから、処分庁は、同年10月17日付けで法第27条に基づく文書指示を行ったものであり、これらの口頭指導及び文書指示は、保護の目的を達成するため又は保護の決定実施を行うため、特に必要があるものとして行われたことが認められる。

そして、処分庁は法第62条第4項により弁明の機会を付与した上で、原処分を行ったことが認められるが、法第25条第2項により、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査するものとされているところ、当該文書指示の内容である家庭訪問は、要保護者の生活状況等を把握し、援助方針に反映させることや、これに基づく自立を助長するための指導を行うことが目的であることに鑑みると、保護の実施上極めて重要であり、軽微とはいえない事項であると認められるから、保護の停止を行った上で、さらに請求人が文書指示に従わなかつたことについて、保護の廃止が相当であるとして原処分を行った処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

この点、請求人は、自身が精神疾患を有していることから、家庭訪問に応じ

ることができず、弁明にも出席できなかつた旨主張する。

しかしながら、処分庁は、請求人の主治医に対し、請求人の状態について確認したところ、当該主治医からは、家庭訪問と請求人の病状に因果関係を認める旨の見解は示されていない。したがって、処分庁が、原処分を行うに当たり、請求人が家庭訪問を受けることができない状態ではないと判断したことについて、それが不合理であるとまでは認められず、請求人の主張を採用することはできない。

以上のとおり、原処分には違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものとして認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 日 笠 倫 子